

第 232 号（令和 8 年 6 月 5 日 発行）	発行日 5 日、15 日、25 日
横 浜 市 報	発行所 横浜市役所 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10

目 次

頁

[告示]

- △ 保存すべき緑地の指定【みどり環境局公園緑地事業課】 3
- △ 横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託【教育委員会事務局学校支援・地域連携課】 4

[公告]

- △ 市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行【総務局管財課】 5
- △ 市街地再開発組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】 7
- △ 市街地再開発組合の定款変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】 8
- △ 地籍調査の実施【みどり環境局地籍調査課】 9
- △ 地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成【みどり環境局地籍調査課】 10
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】 11
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定【みどり環境局水・土壌環境課】 12
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除【みどり環境局水・土壌環境課】 13
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】 14
- △ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】 15
- △ 横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定の一部の解除【みどり環境局水・土壌環境課】 17
- △ 排水設備指定工事店の指定【下水道河川局管路保全課】 18
- △ 排水設備指定工事店の変更【下水道河川局管路保全課】 19
- △ マンション建替組合の解散認可【建築局住宅再生課】 20
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 21
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 22
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 23
- △ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】 24
- △ 建築基準法に基づく指定道路の廃止【建築局建築指導課】 25
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 26
- △ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】 27

△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	28
△ 建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築指導課】	29
[区告示]	
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	30
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【都筑区地域振興課】	31
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【金沢区地域振興課】	32
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【戸塚区地域振興課】	33
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】	34
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】	35
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】	36
△ 認可地縁団体の告示事項の変更【栄区地域振興課】	37
[区公告]	
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【南区総務課】	38
△ 自動車臨時運行許可番号標の失効【旭区総務課】	39
[水道局]	
△ 横浜市水道局聴聞規程の一部を改正する規程【総務課】	40
[医療局病院経営本部]	
△ 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医業収益の収納事務の委託【脳卒中・神経脊椎センター医事課】	41
[正誤]	42

告示

横浜市告示第 230 号

保存すべき緑地の指定

緑の環境をつくり育てる条例（昭和48年6月横浜市条例第47号）第7条第1項の規定に基づき、保存すべき緑地として、次の地域を指定した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

保存すべき緑地	指定地域	指定期間
緑地保存地区	中区本牧荒井 101 番の 2 の一部、102 番の 10 の一部及び 102 番の 11 の一部 金沢区大道二丁目 2,7 36 番の 4 の一部及び 2, 763 番の 2 戸塚区矢部町 1,003 番 の 1 の一部	令和 8 年 3 月 18 日から 令和 18 年 3 月 31 日まで
源流の森保存地区	旭区今宿西町 364 番の 2 の一部、498 番及び 499 番 戸塚区下倉田町 1,621 番の 1 の一部 戸塚区舞岡町 1,898 番 の 2	令和 8 年 3 月 18 日から 令和 18 年 3 月 31 日まで

横浜市告示第 231 号

横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務の委託

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、横浜市立子安小学校プール使用料の収納事務を次のとおり委託した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 指定公金事務取扱者の名称
オーディーエー株式会社
代表取締役 大塚 裕 範
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
西区戸部町1丁目2番地
- 3 委託した収納事務に係る歳入
横浜市立子安小学校プール使用料
- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和8年5月13日
- 5 収納事務の委託をした日
令和8年5月15日

公告

横浜市公告第 296 号

市有地の貸付けに関する一般競争入札の施行
次のとおり一般競争入札を行う。

令和 8 年 6 月 5 日

契約事務受任者

横浜市総務局長 近 藤 武

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

市有地の貸付け

(2) 物件の所在等

土地の所在	地目	地積 (㎡)
神奈川県横浜市神奈川区恵比須町3番の7	宅地	1,616.45

(3) 最低貸付価格

月額 793,676 円

(4) 貸付物件の使用目的 (用途指定)

神奈川県横浜市神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項による。

(5) 貸付期間

1年間 (自動更新1回 (1年間) まで可)

(6) 入札に付す条件

神奈川県横浜市神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項による。

2 神奈川県横浜市神奈川区恵比須町土地公募貸付実施要項の交付

(1) 交付期間

令和8年6月8日から令和8年6月17日まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

中区本町6丁目50番地の10

横浜市総務局総務部管財課 (横浜市庁舎26階)

電話 045 (671) 3806

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、横浜市指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

(3) 国税及び地方税の滞納がないこと。

- (4) 神奈川県恵比須町土地公募貸付実施要項記載の貸付け条件及び法令等を遵守し、期間中の貸付料を納める資力、能力等を有する者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれがある団体に属する者でないこと。

4 入札参加の手続

- (1) 必要書類
神奈川県恵比須町土地公募貸付実施要項による。
- (2) 受付期間
令和8年6月8日から令和8年6月17日まで必着
- (3) 受付方法
書留又は簡易書留郵便で必要な書類を提出（持参可）
- (4) 宛先
〒 231-0005
中区本町6丁目50番地の10
横浜市総務局総務部管財課

5 入札方法並びに開札の日時及び場所

- (1) 入札方法
書留又は簡易書留郵便で入札書を提出（持参可）
令和8年7月6日まで必着
（宛先）入札参加の手続の宛先と同じ。
- (2) 開札
令和8年7月8日 午後2時
中区本町6丁目50番地の10
横浜市庁舎25階 25-N02会議室

6 入札保証金

入札保証金は免除する。

7 入札の無効

次の入札は無効とする。

- (1) 第3項の資格条件を満たさない者が行った入札
- (2) 神奈川県恵比須町土地公募貸付実施要項における入札実施要項第6条に定める入札

8 貸付料の納入方法

本市が発行する納入通知書により、年度ごとに本市が定める期日までに納付すること。

9 その他

詳細は神奈川県恵比須町土地公募貸付実施要項による。

横浜市公告第297号

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

1 組合の名称

関内駅前港町地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和7年4月25日から令和16年3月31日まで

3 施行地区

中区尾上町2丁目23番の2、23番の4の一部、25番、26番、27番の1及び27番の2並びに真砂町2丁目11番の2、12番の1、12番の2、13番の1、13番の2、14番の1、14番の2、15番、16番の1から16番の3まで、17番の1から17番の3まで、18番の2、22番、22番の1、22番の2、23番、24番の1、24番の2、26番、27番及び3丁目33番の2の一部並びに港町2丁目3番の2、3番の4、6番、7番、8番の1、8番の2、9番及び3丁目10番の2の一部

4 事務所の所在地

中区港町2丁目9番地

5 設立認可の年月日

令和7年4月25日

6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	中区港町2丁目9番地	中区尾上町1丁目6番地

7 定款変更の認可年月日

令和8年6月5日

横浜市公告第298号

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定に基づき、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

1 組合の名称

関内駅前北口地区市街地再開発組合

2 事業施行期間

令和7年6月25日から令和16年3月31日まで

3 施行地区

中区真砂町3丁目33番の1、33番の2の一部、33番の3、33番の4、34番の1から34番の6まで、35番の1、35番の2、36番、36番の2、36番の3、37番の1から37番の3まで、38番の1及び38番の3並びに万代町1丁目7番の7の一部並びに蓬萊町1丁目7番の6の一部並びに港町2丁目9番の2の一部及び9番の3の一部並びに3丁目10番の1、10番の2の一部、10番の3、10番の4、11番の1から11番の4まで、12番の1から12番の4まで、13番、14番及び14番の4

4 事務所の所在地

中区真砂町3丁目33番地

5 設立認可の年月日

令和7年6月25日

6 変更の内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	中区真砂町3丁目33番地	中区尾上町1丁目6番地

7 定款変更の認可年月日

令和8年6月5日

横浜市公告第299号

地籍調査の実施

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、次のとおり地籍調査を実施する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 事業計画が策定された年月日
令和8年5月22日
- 2 調査を実施する者の名称
横浜市
- 3 調査地域
金沢区金沢町、釜利谷東二丁目、洲崎町、泥亀一丁目、泥亀二丁目、寺前一丁目、町屋町及び谷津町の各一部
- 4 調査期間
令和8年6月5日から令和9年3月31日まで

横浜市公告第300号

地籍調査作業規程準則に基づく筆界案の作成

金沢区寺前一丁目、町屋町、洲崎町及び泥亀二丁目の各一部について、国土調査法（昭和26年法律第180号）による地籍調査を実施し、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号）第30条第5項の規定に基づき筆界案を作成したので、次のとおり公告する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 土地の所在・地番
金沢区洲崎町26番5
- 2 筆界案を確認することができる場所
横浜市みどり環境局総務部地籍調査課
- 3 筆界案を確認することができる者
上記1に記載の土地の所有者、利害関係人及びこれらの代理人
- 4 筆界案の作成者
横浜市
- 5 意見の申出の期間
令和8年6月6日（土）から
令和8年6月25日（木）まで 20日間
筆界案の確認は期間中、9時から12時まで及び13時から17時まで行うこととする（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）。
なお、筆界案について意見がある上記3の者は、意見の申出の期間内に横浜市長に対して、その旨を申し出ることができる。
公告の日から20日間を経過しても申出がないときは、地籍調査作業規程準則第30条第5項の規定に基づき調査を行う。

横浜市公告第301号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町1丁目8番の1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

横浜市公告第302号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区末広町2丁目4番の5の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
クロロエチレン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物

横浜市公告第303号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の
解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（令和5年12月横浜市公告第738号）により指定した区域の全部の指定を解除する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
金沢区泥亀二丁目85番の3の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

横浜市公告第304号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成24年10月横浜市公告第723号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区平安町2丁目29番の4の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

横浜市公告第305号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部の解除

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成27年3月横浜市公告第194号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
金沢区柴町及び長浜地内（別図のとおり）
- 2 土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物、砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壤の掘削による除去

別図



横浜市公告第306号

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質
変更時要届出区域の指定の一部の解除

横浜市生活環境の保全等に関する条例（平成14年12月横浜市条例第58号）第67条第2項の規定に基づき、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく条例形質変更時要届出区域の指定（平成26年3月横浜市公告第145号）により指定した区域の一部の指定を解除する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中 竹 春

- 1 解除する形質変更時要届出区域の所在地
鶴見区平安町2丁目29番の1の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

横浜市公告第307号

排水設備指定工事店の指定

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）に規定する排水設備指定工事店として、次のとおり指定した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

1 排水設備指定工事店

指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
30690	株式会社ワークス	小幡伸弘	港南区日野二丁目22番9号
30691	羽倉設計事務所	羽倉裕美	緑区新治町466番地の1
30692	株式会社ヒマリック	須藤洋介	小田原市飯泉105番地の3
11794	株式会社ウィルプランニング	中山幸子	保土ヶ谷区今井町907番地の14
30693	カセツ工機株式会社	西田浩二	戸塚区小雀町965番地の3
30694	株式会社中丸設備設計	中丸守弘	泉区岡津町167番地の4
30695	株式会社栄進建設サービス	川口透	神奈川区三ツ沢上町5番18号
30696	株式会社鈴尚	鈴木尚政	中区本牧原21番1-109号
30697	株式会社WANGAN	吉田智哉	川崎市多摩区西生田4丁目2番9号
30698	株式会社MINORI	勝又敏秀	瀬谷区宮沢二丁目5番地の14
11795	株式会社インターアース	佐々木博生	港北区新横浜二丁目14番地の30

2 指定有効期間

令和8年6月1日から令和12年10月31日まで

横浜市公告第308号

排水設備指定工事店の変更

横浜市排水設備指定工事店規則（平成11年1月横浜市規則第1号）第8条第1項の規定に基づき、排水設備指定工事店を次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

変更年月日	指定番号	名称	代表者氏名	営業所所在地
令和8年 2月16日	30492	株式会社総栄	(新) 三浦健一	茅ヶ崎市堤 1,628番地
			(旧) 上原総栄	

横浜市公告第 309 号

マンション建替組合の解散認可

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第38条第4項の規定に基づき、港南台こまどり団地マンション建替組合の解散を認可した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

横浜市公告第310号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和5年12月15日第2023開1714号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
新潟市中央区米山2丁目7番地の3
株式会社国際総合計画
代表取締役 尾崎清美
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
青葉区しらとり台53番の1、53番の2、53番の6から53番の9
まで、53番の20、53番の21及び53番の45

横浜市公告第311号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年7月31日第2025開203号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都港区西新橋2丁目8番6号
大和地所レジデンス株式会社
代表取締役 下村俊二
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
神奈川区菅田町358番の1、358番の4の一部、358番の21、
358番の22、363番の9、374番の1、374番の3及び374番の
5

横浜市公告第312号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年9月18日第2025開1305号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都江東区亀戸1丁目39番5号
サンウエストホーム株式会社
代表取締役 西野入 茂
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
戸塚区戸塚町4,470番の1から4,470番の3まで、4,471番の1、4,471番の9及び4,474番の2から4,474番の4まで

横浜市公告第313号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する次の開発行為に関する工事が完了した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 開発許可年月日及び許可番号
令和7年10月21日第2025開501号
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中区太田町1丁目1番地
株式会社神奈川住空間
代表取締役 岸 雄一
- 3 開発区域に含まれる地域の名称
南区平楽151番の15から151番の24まで

横浜市公告第 314 号

建築基準法に基づく指定道路の廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路を、次のとおり廃止した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和8年5月28日
- 2 廃止する道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止する道路の延長
20.26 m
- 4 廃止の場所
港北区篠原町 960 番の15地先から 960 番の17地先まで

横浜市公告第315号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

1 一部廃止する道路の指定番号

第34・114号

2 廃止年月日

令和8年5月15日

3 廃止部分の道路の幅員

4.00 m 及び 6.00 m

4 廃止部分の道路の延長

243.20 m

5 廃止の場所

港南区芹が谷三丁目955番の2地先から955番の67地先まで、958番の39地先から958番の42地先まで、958番の61地先から958番の63地先まで、965番の25地先から965番の273地先まで、965番の26地先から965番の28地先まで及び965番の35地先から965番の269地先まで

横浜市公告第 316 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第37・27号及び第40・123号
- 2 廃止年月日
令和8年5月21日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 4 廃止部分の道路の延長
82.35 m
- 5 廃止の場所
泉区白百合二丁目 836 番の 329 地先から 882 番の 66 地先まで

横浜市公告第 317 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

その関係図面は、横浜市建築局建築指導部情報相談課において一般の縦覧に供する。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 一部廃止する道路の指定番号
第37・39号
- 2 廃止年月日
令和8年5月25日
- 3 廃止部分の道路の幅員
4.50 m
- 4 廃止部分の道路の延長
95.90 m
- 5 廃止の場所
泉区中田南五丁目260番の4地先から260番の55地先

横浜市公告第 318 号

建築基準法に基づく指定道路の一部廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定に基づく指定道路の一部を、次のとおり廃止した。

令和8年6月5日

横浜市長 山中竹春

- 1 廃止年月日
令和8年5月22日
- 2 廃止部分の道路の幅員
4.00 m
- 3 廃止部分の道路の延長
9.56 m
- 4 廃止の場所
磯子区杉田三丁目 1,096 番の3の一部

区 告 示

戸塚区告示第8号（令和8年5月21日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、諏訪久保町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年5月21日

横浜市戸塚区長 白井正和

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名	座間 奈津樹	竹田 忠行
及び住所	戸塚区上矢部町 2,471 番地の47	戸塚区上矢部町 2,456 番地の17

都筑区告示第3号（令和8年5月22日揭示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、池辺町上藪根自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年5月22日

横浜市都筑区長 佐々田 賢 一

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	白川 武治 都筑区池辺町 2,502 番 地 7	鶴 文雄 都筑区池辺町 2,550 番 地

金沢区告示第2号（令和8年5月26日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、能見台五丁目町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年5月26日

横浜市金沢区長 齋藤 真美奈

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	笠置 幸雄 金沢区能見台五丁目61 番地の1の413	鈴木 一嘉 金沢区能見台五丁目61 番地の1の208

戸塚区告示第9号（令和8年5月27日掲示済）

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、下倉田鋼管団地自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年5月27日

横浜市戸塚区長 白井正和

変更した事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	五反田 佐千子 戸塚区下倉田町 1,756 番地の 236	工藤 徳郎 戸塚区下倉田町 1,756 番地の 96

栄区告示第4号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、長沼町内会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月5日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	毛 利 勝 男 栄区長沼町420番地の 11	木 村 長 利 栄区長沼町450番地の 2

栄区告示第5号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸五丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月5日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	徳 田 涼 栄区庄戸五丁目14番25 号	清 水 昭 良 栄区庄戸五丁目1番12 号

栄区告示第6号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、湘南ハイツ自治会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月5日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	伊 藤 久 志 栄区公田町 971 番地の 86	山 崎 勉 栄区公田町 931 番地の 159

栄区告示第7号

認可地縁団体の告示事項の変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定に基づき、庄戸四丁目町会から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年6月5日

横浜市栄区長 松 永 朋 美

変更した事項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	樋 渡 久 美 栄区庄戸四丁目22番22 号	堀 田 雅 也 栄区庄戸四丁目4番4 号

区 公 告

南区公告第 116 号（令和 8 年 5 月 22 日 掲 示 済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和 8 年 5 月 22 日

横浜市南区長 高 澤 和 義

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日
横 29 - 80 浜 横 浜	令和 5 年 7 月 24 日
横 29 - 81 浜 横 浜	令和 5 年 11 月 3 日
横 41 - 17 浜 横 浜	令和 5 年 12 月 28 日
横 74 - 65 浜 横 浜	令和 8 年 3 月 29 日

旭区公告第89号（令和8年5月25日揭示済）

自動車臨時運行許可番号標の失効

次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので公告する。

令和8年5月25日

横浜市旭区長 堀口和美

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
横 76 - 00 浜 横 浜	令和7年2月20日
横 7 - 27 浜 横 浜	令和7年4月29日
横 76 - 05 浜 横 浜	令和7年10月13日
横 39 - 80 浜 横 浜	令和7年11月26日
横 28 - 97 浜 横 浜	令和7年12月16日

水道局

横浜市水道局聴聞規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年5月18日

横浜市水道事業管理者

水道局長 鈴木 貴 晶

水道局規程第9号（令和8年5月18日揭示済）

横浜市水道局聴聞規程の一部を改正する規程

横浜市水道局聴聞規程（平成6年9月水道局規程第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第15条第3項後段又は手続条例第15条第3項後段」を「第15条第4項後段又は手続条例第15条第4項後段」に改める。

附 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。

医療局病院経営本部

医療局病院経営本部告示第3号

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医業収益の収納事務
の委託

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、横浜市立脳卒中・神経脊椎センター医業収益の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年6月5日

横浜市病院事業管理者

病院経営本部長 鈴木宏昌

受託者の名称	受託者の所在地	委託した期間
株式会社ソラスト 医療事業本部長 吉田直樹	東京都港区港南2 丁目15番3号	令和6年4月1日から 令和9年3月31日まで

正 誤

令和8年号外第5 246 ページ上から2行目「財政局にあつては総務部総務課長及びファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課長（公共事業用地費会計に係るものに限る。）」は「財政局にあつては総務部総務課長及びファシリティマネジメント推進室ファシリティマネジメント推進部ファシリティマネジメント推進課長（公共事業用地費会計に係るものに限る）」の誤り。

令和8年号外第5 246 ページ上から5行目「総務局にあつては総務部総務課長及び管財課長（公共事業用地費会計に係るものに限る。）」は「総務局にあつては総務部総務課長及び管財課長（公共事業用地費会計に係るものに限る）」の誤り。